

★平成29年度 保育所入所案内★

受付期間 : 平成28年11月21日(月)～平成28年12月9日(金)

受付時間 : 8時30分～17時まで。(原則として、12時～13時は除く。)

受付場所 : 中城村役場 福祉課 Tel 098-895-2131(内線264)

※土日・祝祭日を除く。

※申込書等の配布は、平成28年11月1日より、福祉課と役場HPにて配布します。

※書類に不備がある場合は受付できません。

☆認可保育園とは

保護者が働いていたり、病気等の状態にあるため家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。したがって、すべての家庭の児童が無条件に入所できるわけではありませんので、『保育の必要な事由』をご確認の上、お申込ください。

☆入所対象児童

0歳児から小学校就学前までの児童のうち保育の必要な事由に該当し、2号又は3号認定を受け、中城村に住民票を有する世帯が対象です。※認定については2ページを参照してください。

☆保育の必要な事由

①就労	1か月に64時間以上労働する事を常態としていること。
②妊娠・出産	妊娠中であるかまたは産後間もないこと。(産前2か月・産後2か月)
③病気・障がい等	病気もしくは負傷していること。精神もしくは身体に障がいを有していること。
④親族の介護・看護等	同居の親族を常時介護または看護していること。(長期入院・入所の親族を含む。)
⑤災害復旧等	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっていること。
⑥求職活動	求職活動を行っていること。(利用期間:求職開始から60日間)
⑦就学	学校や職業訓練校に通学していること。
⑧虐待等	虐待やDVのおそれがあること。
⑨育児休業	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要なこと。
⑩その他	上記に類する状態として村長が認める場合。

《 注 意 》

1. 育児休業中の児童の4月1日入所においては、5月1日までに職場復帰をする事が入所条件となります。
2. ご出産予定のある方は必ず申込書に記載してください。
3. お子様の発達面、健康面で気になることがありましたら、入所申込時に窓口で相談してください。
4. 保育料・その他村税の納付状況も入所審査に影響します。

☆申し込みに必要な書類

- ①支給認定申請書 兼 施設利用申込書(児童1人につき1枚)
 - ②保護者・同居人の就労状況等を証明する書類(下の②をご覧ください)
 - ③保育料の算定に必要な書類(4ページ③をご覧ください)
 - ④世帯の状況確認に必要な書類(4ページ④をご覧ください)
 - ⑤特別支援保育を希望される方は「身体障害者手帳」又は「療育手帳」又は「特別児童扶養手当証書」のコピー(障がい認定されていない方は児童の状況がわかる医師の診断書)
- ※特別児童扶養手当更新時期のため、受給者証が手元にはない場合には、届き次第提出をお願いします。
- ⑥同意書

※必要書類は全て揃えてから提出してください。**書類不備の場合は、受付出来ません。**

※下の表に重複する場合は、証明書類をそれぞれ提出してください。

②保護者・同居者の就労状況等を証明する書類

※18歳～65歳までの同居者(ただし、全日制高校に通学中の方を除く。また、世帯分離していても住所が同じ場合は提出が必要)の、就労状況等を証明する書類も必要です。提出が無い場合は、マイナス査定を行いますのでご了承ください。

保護者の状況	提出書類
勤務又は採用予定の方	「勤務証明書」※福祉課指定の様式 (本人記載は無効。また、日付・記入担当者印のないものも無効です。)
自営業・農業・内職の方	「自営業・農業申立書/内職証明書」※福祉課指定の様式 (指定様式に必要な事項を記入の上、次のア～ウのいずれかを証明として提出して下さい。 ア.営業証明書 イ.商工会議所や組合等による証明 ウ.営業収入が記載されている申告書の写し ※ア～ウの証明書が提出出来ない方は、指定様式に民生委員からの照明が必要です。
育児休業中の方 ※兄弟児(育児休業に係る児童の兄若しくは姉)で、保育が必要な場合は、入所対象となる。	★「勤務証明書」※福祉課指定の様式 (育児休業期間・職場復帰日の記載が無いものは無効です。) ★育児休業期間の記載のある証明書等のコピー
出産予定の方 産前2か月～産後2か月	母子手帳の出産予定日が記載されているページの写し
病気の方	医師の診断書(保護者用)※福祉課指定の様式
同居親族の介護・看護	医師の診断書(看護・介護用)※福祉課指定の様式
就学している方	「在学証明書」と「時間割表の写し」
求職活動中の方	ハローワークカードの写し
災害復旧の方	罹災証明書

※書類提出後、提出書類に関する調査・審査を行います。

※タイムカードや給与明細等を提出して頂く場合もありますのでご了承ください。

※勤務証明書等に虚偽があった場合は、入所を取り消します。

③保育料の算定に必要な書類

申告の状況	提出書類	提出期限
中城村に転入された方 (平成28年1月2日以降)	★「平成28年度所得課税証明書」 ※平成28年1月1日時点の住民登録市町村で発行となります。	入所申込と一緒に提出してください。
中城村に転入された方 (平成29年1月2日以降)	★「平成29年度所得課税証明書」 ※平成29年1月1日時点の住民登録市町村で発行となります。	平成29年7月31日(月)
軍人・軍属の方	2015 W-2(H27年中の収入が確認できるもの)	入所申込と一緒に提出してください。
	2016 W-2(H28年中の収入が確認できるもの)	平成29年3月31日(金)
<p>※保護者の収入が生活保護基準以下の場合は、同居者(祖父母・叔父・叔母)の税額を含めて保育料の決定を行います。</p> <p>※平成29年度申込時に勤務証明が出ているにもかかわらず、村民税申告等で相応の収入がない場合には調査し、虚偽がある場合は入所できません。既に入所している場合は退所となります。</p> <p>※年度の途中で、課税額が変更になった場合は、4月に溯り保育料の徴収を行います。</p>		

☆保育料算定のイメージ

※保育料は、4～8月分はH28年度村民税で算定を行い、9月分以降はH29年度村民税にて算定を行います。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料算定方法	H28年度の村民税所得割で算定。 (H27年中の収入)					H29年度の村民税所得割で算定。 (H28年中の収入)						

※転入等や、未申告により、課税状況が確認できない場合は、**最高額の保育料で算定**いたしますので、ご了承ください。

④世帯の状況確認に必要な書類(保育料の算定に必要です)

世帯の状況	提出書類
生活保護世帯	★「生活保護証明」
ひとり親世帯	★「児童扶養手当受給者証」又は「遺族基礎年金受給者証」のコピー ※上記の証明書等が無い場合は、離婚日等が記載されている「戸籍謄本」を提出ください。 ※児童扶養手当更新時期のため、受給者証が無い場合は、届き次第提出をお願いします。
障がい者のいる世帯	★「障害者手帳(身体・知的・精神)」・「特別児童扶養手当受給者証」 ※特別児童扶養手当更新時期のため、受給者証が無い場合は、届き次第提出をお願いします。

☆ 保育所(園)名・定員等について

保育所 (園)名	住所	定員						通常保育時間		延長保育時間		
		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
村立 吉の浦 保育所	当間847-1	6	18	24	32	40		月～金	7:15～18:15	8:15～16:15	18:15～18:45	7:15～8:15 16:15～18:45
	988-0002	(計120名)						土	7:15～13:00	8:15～13:00		7:15～8:15
私立 ひよこの家 保育園 マシユー 保育園 はるゆめ 保育園	新垣529	6	12	14	17	17	14	月～金	7:30～18:30	8:30～16:30	7:00～7:30 18:30～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00
	895-5694	(計80名)						土	7:00～18:00	8:30～16:30		7:00～8:30 16:30～18:00
	津覇316-1	6	12	12	15	15	-	月～金	7:15～18:15	8:15～16:15	18:15～19:15	7:15～8:15 16:15～19:15
	942-3225	(計60名)						土	7:15～18:15	8:15～16:15		7:15～8:15 16:15～18:15
	登又344-1	21	24	24	21	20	20	月～金	7:15～18:15	8:15～16:15	18:15～19:15	7:15～8:15 16:15～19:15
	895-6644	(計130名)						土	7:15～18:15	8:15～16:15		7:15～8:15 16:15～18:15
認定こども園 中城みなみ 保育園 CEC保育 園 平安 幼稚園 ※①	南上原786	21	36	42	48	45	45	月～金	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00	7:00～8:30 16:30～19:00
	870-3731	(計237名)						土	7:00～14:00	8:30～14:00		7:00～8:30
	南上原387-3	0	0	28	20	25	23	月～金	7:30～18:30	8:30～16:30	18:30～19:30	7:30～8:30 16:30～19:30
895-4936	(計96名)						土	7:30～18:30	8:30～16:30		7:30～8:30 16:30～18:30	
登又346	-	-	45	29	34	31	月～金	7:30～18:30	8:00～16:00		7:30～8:00 16:00～18:30	
895-6655	(計139名)						土	7:30～14:00	8:30～14:00		7:30～8:30	
小規模 保育 きらら 保育園	南上原783	6	6	7	-	-	-	月～金	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00～19:00	7:00～8:00 16:00～19:00
	895-1634	(計19名)						土	7:00～18:00	8:00～16:00		7:00～8:00 16:00～18:00
事業所 内保育 ひらやす 保育園	登又346-1	8	10	0	-	-	-	月～金	7:15～18:15	8:15～16:15	18:15～19:15	7:15～8:15 16:15～19:15
	895-7711	(計18名)						土	7:15～18:15	8:15～16:15		7:15～8:15 16:15～18:15

※①平安幼稚園におきましては在園児(2歳児35名、3歳児29名、4歳児34名、5歳児31名)の入所枠が確定しておりますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

☆ 特別保育について

★延長保育

勤務時間や通勤の関係でやむを得ない事情のため、通常の保育時間を越えて保育を必要とする児童を対象としています。料金は、1h当たり300円。月契約の場合は1h当たり3,000円になります。

※(例)保育短時間認定児童が2時間の延長保育を利用する場合は、1日当たり600円かかります。
月契約で2時間利用する場合は、月当たり6,000円になります。

★特別支援保育

発達が気になる児童及び心身に障がいのある児童で保育の必要性が認められ、集団生活において支援が必要な児童には、通常保育よりも保育士数を増やし、より丁寧な保育を行うことで、子どもの発達を促します。

★一時預かり事業

実施保育園(1ヶ所):中城みなみ保育園

一時保育事業とは、保護者の疾病等の理由により緊急又は一時的に保育を行う事業です。(月15日限度)
※詳細につきましては、中城みなみ保育園までお問い合わせください。

★地域子育て支援センター事業

実施保育園(2ヶ所):中城みなみ保育園・はるゆめ保育園

支援センターとは、子育て家庭に対して、安心して楽しく子育てができるよう情報交換や相談等を行ったり、親子一緒に自由に遊べる場所を提供する施設です。

★上乗せ徴収

実施保育園(3ヶ所):はるゆめ保育園・中城みなみ保育園・CEC保育園・平安幼稚園

教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について保護者に負担を求めるもの。
(例)英会話教室・体育教室等(プール・ヨガ)

★実費徴収

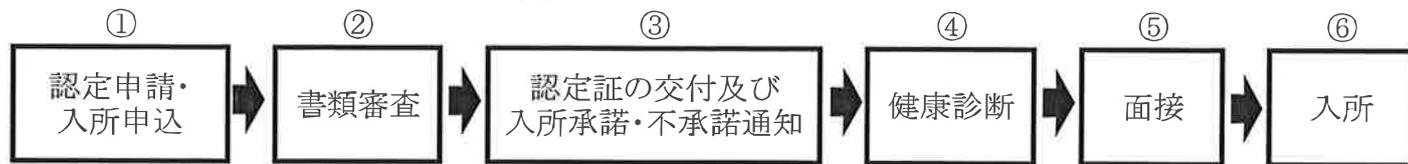
実施保育園(5ヶ所):はるゆめ保育園・中城みなみ保育園・CEC保育園・きらら保育園
ひらやす保育園・平安幼稚園

教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費で、保護者に負担させることが適当であるもの。
(例)文房具代、制服代等、遠足代等

※上乗せ徴収・実費徴収の内容については、直接該当する園へお問い合わせをお願いします。

☆ 入所決定までの流れについて

入所の選考方法は、申込児童が保育を必要とする状態にあるかどうか、十分調査検討したうえで選考します。希望者が多い場合は、保育を必要とする程度の高い児童から入所承諾を行うため、入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、保育所の定員の関係により入所できない場合には、待機児童となり、希望保育所に空きが出た場合に福祉課から連絡いたします。



①H29.11.21～12.9までの期間に福祉課まで提出となり、期間外の申込の場合は、待機児童扱いとなります。

②電話・訪問等により、提出書類の審査を行います。

③審査の結果、承諾・不承諾通知を保護者の方へ送付します。(平成29年2月中旬予定)

④入所承諾通知を受けた、新規入所児童については、各自で健康診断を受けて頂きます。

⑤園が指定する日にちに個人面談を受けて頂きます。※健康診断書持参。

⑥個人面談の結果、集団保育が可能と判断されたときは、H29年4月から保育の利用開始となります。

※入所承諾通知を受けている場合でも、園が集団保育不可と判断する場合は、入所取消になる可能性もありますのでご了承ください。

☆ 保育料

保育料は、均一ではなく、課税状況(保護者合計)、児童の年齢、世帯状況(生活保護世帯、ひとり親世帯、障がい者のいる世帯等)によって決定されます。

1. 保育料は、村民税所得割額(保護者合計)により判断します。

※ここでいう「所得割額」とは、税額控除前(住宅ローン控除・寄付金控除等)の金額のことで。

2. きょうだい児が、認可保育所、又は幼稚園等に入園している場合、保育料の多子軽減が適用されます。

※(2人目半額・3人目以降無料)

3. 基本的には、両親の課税状況で判断しますが、両親の収入が生活保護基準以下の場合、同居人(祖父母等)の課税状況も含めて保育料の算定を行います。

※世帯分離していても住所が同じであれば同居とみなします。

4. 保育料の納付方法につきましては、原則、口座振替のみとなります。

5. 3歳以上児については、主食費として500円/月が保育料に加算されます。

下記は、平成29年度保育料階層区分及び保育料(案)です。国の法改正により保育料が変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

階層区分	各月初日の入所児童に属する世帯の階層区分		保育料月額(円)						
	定 義		3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
			標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0	0	0	
2-1	市町村民税 非課税世帯	母子世帯等 (父子、障害者)	0	0	0	0	0	0	
2-2		一般世帯	8,500	8,500	6,000	6,000	6,000	6,000	
3-1	市町村民税 所得割額 (保護者合計)	48,600円 未満	母子世帯等 (父子、障害者)	14,000	13,700	11,000	10,800	11,000	10,800
3-2			一般世帯	15,000	14,700	12,000	11,700	12,000	11,700
4		48,600円以上 97,000円未満		23,000	22,600	19,500	19,100	19,500	19,100
5		97,000円以上 169,000円未満		35,000	34,400	26,000	25,500	24,000	23,500
6		169,000円以上 301,000円未満		41,000	40,300	28,000	27,500	26,000	25,500
7		301,000円以上 397,000円未満		44,000	43,200	29,000	28,500	27,000	26,500
8		397,000円以上		51,000	50,100	34,000	33,400	31,000	30,400

※多子軽減に該当する場合、上記の金額表から2人目半額・3人目以降は無料になります。